盧溝橋事件についての一考察

――「兵一名行方不明」問題をめぐって――

安井三吉

はじめに

一九三七（昭和一二）年七月七日夜半、北平（北京）西南約一五キロの永定河東岸の龍王廟附近で勃發した盧溝橋事件[1]――中國では一般に七七事變――は、一九三一年九月一八日の柳條湖事件とともに日中戰爭史上重大な節目をなす事件である。しかし、「柳條湖事件にくらべると、盧溝橋事件は解明度が劣り、こんにちにいたるまで新事實や新見解の紹介があとをたたない。日本と中國とのあいだにも重要な見解の相違がある」（江口圭一『盧溝橋事件』岩波ブックレット、一九八八年、四頁）。そもそも、事件發端の二つの構成要素であるいわゆる「第一發問題」と「兵一名行方不明」問題からして、今日なお不明な點が少なくなく、論爭が繼續中である。

ところで、「兵一名行方不明」問題に關しては、曲家源「論蘆溝橋事變的起因」（『山西師大學報』一九八七年第二期、複印報刊資料『中國現代史』一九八七年第七期所收）と洞富雄「『兵一名行方不明』二件――一九三七年七月の蘆溝橋と上海――」（『歷史地理教育』四一九號、一九八七年一一月）の兩論文が鋭い疑問を提示している。そこで小論では、この兩氏の問題提起を受けとめつつ、「兵一名行方不明」問題につき、關連資料の批判的檢討と論點をさらに一歩煮つめる作業を進めてみた

いと思う。これによって、盧溝橋事件の「解明度」をいささかなりとも上げることができれば幸いである。

一

曲家源「論蘆溝橋事變的起因」は、日本の盧溝橋事件研究に對して詳細かつ手嚴しい批判を展開しているが、その中で、事件に關する日本側（軍）の公式發表が、「兵一名行方不明」一件について全く言及していないという不可思議性を突いている。曲氏が、指摘しているのは、一九三七年七月八日午前四時二〇分發の支那駐屯軍參謀長から陸軍中央宛の電報と七月二八日の「支那駐屯軍聲明」（今井武夫『支那事變の回想』みすず書房、一九六四年、三八頁）の二點であるが、ここでは、前者について見ておこう。この電報（要旨）は次のような內容のものである。

「豐臺駐屯部隊の一部が夜閒演習中、二十二時四十分ごろ、中國軍から不法射擊を受けたので直ちに對敵態勢をとり、問罪使を派遣して事實を承認させ、謝罪その他の交渉を開始させた」（防衛廳防衛研修所戰史室『支那事變陸軍作戰〈1〉――昭和十三年一月まで――』朝雲新聞社、一九七五年、一五一頁）

これが、現地軍から東京に向けて發せられた第一報である。午前四時二〇分とは、牟田口廉也第一聯隊長が、一木清直第三大隊長に對して、「やってよろしい」と事實上の攻擊命令を發した時刻である。曲氏の指摘の通り、この電報が問題としているのは「不法射擊」の件だけであり、「兵一名行方不明」一件については、一言も觸れていない。七月二八日の「支那駐屯軍聲明」もこの點では同樣である。この閒の、日本政府、軍及び新聞の事件に關する聲明や報道もこれと軌を一つにしている。たとえば事件報道の第一報と言われる七月八日朝刊の『東京朝日新聞』は、事件經過を次のように報じている。

「〔北平特電八日發〕八日午前零時頃我が駐屯部隊が北平郊外蘆溝橋附近において夜閒演習中蘆溝橋駐屯の第二十九軍第三十七師（師長馮治安氏）に屬する二百十九團の一部が不法にも數十發の射擊を加へたゝめ我軍は直ちに豐臺駐屯

部隊に急報して出動を求め支那軍に對し包圍體勢をとり對峙、我軍は支那側の不法行爲に對し嚴重謝罪を要求したところ午前四時二十分頃支那側は再び不法射擊を行ひたるため我軍も遂に火蓋を切り雙方機關銃迫擊砲をもって交戰銃砲聲は曉の空を破って遙か北平城内まで傳はったが、遂に支那軍を擊退し龍王廟を占據した、蘆溝橋の支那部隊に對しては目下武裝解除中である」

ここでも「不法にも數十發の射擊」という點を強調するのみで、「兵一名行方不明」一件は完全に無視されている。

次に、事件の當事者、第八中隊長清水節郎大尉の「陣中手記」を見ておこう。これは『新愛知』・『國民新聞』の佃隆之特派員が、七月二三日、清水から「その刹那の模樣を聽」き、併せて入手したものという。

「（七月七日）夜間演習のため午後六時屯營出發、蘆溝橋北側龍王廟附近より一文字山方向に對し夜間攻擊演習を實施し、午後十時三十分頃演習を打切り附近に露營し、翌朝（八日朝）黎明攻擊演習を實施すべく部隊の集結中、午後十一時やゝ過ぎ、蘆溝橋の方向に合圖らしき電燈を認むると同時に附近にありし『トーチカ』附近より連續十數發の小銃射擊を受けたり。

○隊長は直ちに曹長岩谷兵治に兵一を附し、乘馬にて右報告を○隊長に報告せしめ、部隊は地形を利用して集結し、後、命を待つゝありしが、一時同地を撤退するを有利と判斷し豐臺に向ひ撤退せり。

西五里店東側に到るや部隊主力と合し部隊長の指揮下に入る。

（七月八日）部隊は蹶然蘆溝橋城を攻擊すべく、主力を一文字山に集結し、我隊は部隊主力より分進して龍王廟東北方約四〇〇米並木の線より前進し、龍王廟堤防上に占據せり、午前五時十分頃部隊命令により我隊は極力敵に近接すべく命を受けたるため、直ちに前進せんとするや、堤防上『トーチカ』にありし敵より射擊を受くるに至れり（時正に午前五時三十分なりき）爾後の攻擊の準備せんため大瓦窪に撤退す（後略）」（「偉丈夫が綴る〝蘆溝橋事件〟」、新聞タイムス社編『各社特派員決死の筆陣　支那事變戰史』皇德奉贊會、一九三七年一二月、一一七～一八頁）

この清水「陣中手記」も又、「小銃射撃」のことを取り上げるのみで、「兵一名行方不明」一件については黙したままである。

以上のように、現地からの陸軍中央宛第一報を初めとして、事件直後の日本側の諸文獻は、事件の發端の説明としては「不法射撃」をあげるのみで、「兵一名行方不明」一件については、これを完全にドロップさせていた。したがって、當該「行方不明兵」志村菊次郎二等兵の「發見」（あるいは「歸隊」）に關する記述などどこを探しても見つけることができないのは當然である。

二

ところで周知のように、支那駐屯軍の「戰鬪詳報」及び陸軍北平特務機關の「業務日誌」には、盧溝橋事件發端の經過説明の中で、「不法射撃」と並んで「兵一名行方不明」一件が記されている。しかも、支那駐屯軍の指導者たちの多くは、事件としては「不法射撃」よりも「兵一名行方不明」の方をより重大視していたのである。念のため、よく知られている次の五種の基礎的文獻について、この點を確認しておくことにしたい。まず文獻名を次に掲げよう。

①「北平陸軍機關業務日誌　昭和十二年七月八日至同年七月三十一日」（『現代史資料38　太平洋戰爭4』みすず書房、一九七二年、以下『特務日誌』）

②長澤連治編『盧溝橋に於ける支那駐屯歩兵第一聯隊第三大隊戰鬪詳報』（一九七〇年、以下『大隊詳報』）

③「盧溝橋附近戰鬪詳報　自昭和十二年七月八日至昭和十二年七月九日　支那駐屯軍歩兵第一聯隊」（『現代史資料12　日中戰爭4』みすず書房、一九六五年、以下『聯隊詳報』）

④「蘆溝橋事件一週年回顧座談會」1～10（『東京朝日新聞』一九三八年六月二八日～七月八日、以下『朝日座談會』）

⑤「清水節郎氏の手記」[2]（秦郁彦『日中戰爭史』河出書房新社、一九六一年、以下『清水手記』）

「兵一名行方不明」の發生から、「行方不明兵」の「發見」が、北平特務機關に通報されるまでを時間を追って整理しておきたい。

〔七月七日〕

○二二時三〇分頃　支那駐屯歩兵第一聯隊第三大隊第八中隊（長　清水節郎大尉、一三五名）は演習を一時中斷した時、まず龍王廟方面から、續いて盧溝橋城の方向より「不法射撃」を受けた。部隊を集結して點呼を取ったところ「兵一名不在ナルヲ知リ斷然膺懲スルニ決シ應戰ノ準備」（『大隊詳報』、一四頁、『聯隊詳報』、三四一頁）にとりかかった。このように「戰鬪詳報」は、「兵一名不在」を「膺懲」の動機としているが、『清水手記』は、「射撃」を受けた段階で早くも「應戰準備を整えつつあ」（一六五頁）ったとしている。『清水手記』は「兵一名行方不明」のことも書いてはいる（「陣中手記」にはなかった）が、「射撃」を受けたことを「應戰準備」の第一の原因とし、『戰鬪詳報』の記述との食い違いを示している。

清水中隊長は、直ちに岩谷平治曹長を傳令として、豐臺の第三大隊本部に派遣した。

○二二時五〇分頃　「行方不明兵」志村菊次郎二等兵は「無事發見され」、中隊に戻った（『清水手記』、一六六頁）。しかし清水は、この重大な事實を大隊本部に直ちに報告することを怠った。傳令派遣の第一の目的が「不法射撃についての報告」（同前、一六六頁）にあったからという。

○二三時五七、八分頃　岩谷は豐臺に到着、一木大隊長に報告した（『大隊詳報』、一四～一五頁）。一木の記憶によれば、この時、岩谷から受けた報告の内容は、「部隊は演習をやめて調べて見ると兵隊が一人居らぬから部隊長に報告せよといふ△△部隊長の命令で飛んで來た」（『朝日座談會』3、六月三〇日）ということであった。すなわち、『清水手記』とは異なって、「兵隊が一人居らぬ」という點が傳令派遣の主たる理由だった、ということになる。このような報告を受けて一木は、次のように考えた。

「私も射たれたといふだけならピンと來なかったが兵隊が一人をらんといふことになったら一大事だと思ひましてす

ぐ警備呼集をやる決心をとった譯であります」（同前）

清水はともかく、一木大隊長は「兵一名行方不明」の方を「一大事」と考えていたのである。

〔七月八日〕

○零時頃一木は、北平の河邊正三旅團長（出張中で不在）と牟田口聯隊長に事件の「概要ヲ報告」[3]、併せて大隊の「出動善處」につき意見を具申、これに對して牟田口は、「現地ニ危行シ戰鬪準備ヲ整ヘタル後營長（蘆溝橋ノ）ヲ呼出シテ交渉スヘシ」（『大隊詳報』、一〇頁）と命じた。

○零時〇七分　第三大隊非常呼集（同前）

○零時一〇分　北平特務機關、小野口旅團副官より事件について、「十八發」の「射擊」と「兵一名行方不明」との第一報を受ける（『特務日誌』、五三七頁）。

○零時二〇分　松井太久郎特務機關長、牟田口聯隊長より事件について報告を受ける（同前）。大隊命令「歩一ノⅢ作命第一號」下達。「發砲」と「兵一名ハ行方不明ニシテ目下捜索中ナリ」（『大隊詳報』、一〇頁）とある。

○零時三〇分　松井機關長、冀察政務委員會外交委員の林耕宇に對し、電話により「事態拾收方を通告」（『特務日誌』、五三七頁）。

○一時一〇分　松井、林耕宇より秦德純北平市長の返事を受ける（同前）。

○一時四五分　松井、林耕宇に對し、日中雙方から、「事件擴大防止」のため代表を現地に派遣することを提案（同前）。

○二時〇三分　一木大隊長、清水中隊と西五里店西端で合流[4]、「狀況ヲ聽取シ又聯隊長ノ意圖、大隊長ノ決心ヲ示シ直ニ附近ノ要點ナル一文字山附近ヲ占領セント」（『大隊詳報』、一一頁）した。

一木は、ここで「行方不明兵」の「發見」を確認した。しかし、そうなったからといって一木は、既定の行動方針を變更しなかった。その理由を次のように述べている。

「私の考へとしては部隊長からも交渉しろといふ命令を受けて來てゐますし又これで打切ったといふことになると支那側が何と宣傳するか分らぬ、豐臺事件の前例もあって、實包射擊をやれば日本軍は演習をやめて逃げて行くといふ觀念を彼等に與へるのは遺憾だからこれはどうしても嚴重に交渉しなければならぬ、私の方は一文字山を占領してから交渉しようといふので、部隊は三時少し前に到着しました」（『朝日座談會』3、六月三〇日）。

第三大隊の「非常呼集」、盧溝橋への出動の最大の根據は「兵隊が一名をらんといふこと」にあったのである。しかし、遲くも二時過ぎには、その根據は完全に消滅してしまったのだが、第三大隊はなお既定方針に基づいて行動を續けた。

○二時二〇分　北平特務機關も又、小野口旅團副官より「行方不明の兵は無事なること判明せり從って我軍は何等の損害もなし」との連絡を受けた。これで、旅團、特務機關においても「兵一名行方不明」一件は完全に解決した。しかし小野口は、「日本軍の演習を害し不法發砲せるは皇軍に對する最大の侮恥なるを以て最小限度(1)師團長の謝罪、(2)第三營の卽時撤退を要求」したいと言った（『特務日誌』、五三八頁）。ここで、「不法發砲」こそが「皇軍に對する最大の侮恥」と位置づけられることになった。それまでは、「少なくとも一木大隊長はじめ上層の人々は、中國兵の實彈射擊よりも、兵が一名いなくなった――つまり、中國兵の彈で死んだのではないかということを、まず懸念し、これが部隊の應戰態勢をいちじるしく早めた」（寺平忠輔「日本破滅への序曲2　蘆溝橋・深夜の銃聲」『日本週報』第五六五號、一九六三年九月一五日、八一頁）のである。しかし、中國側に對する要求の根據は、ここで「兵一名行方不明」から「不法發砲」へと大轉換を遂げた。

こうして、四時二〇分發の陸軍中央宛の電報からは、「兵一名行方不明」一件があたかも當初から存在していなかったかのように完全に消去され、「不法射擊」のことだけが報告されてゆくのである。當然のことながら、新聞發表もその線で統一され、七月九日の『東京朝日』第一報となったものと思われる。清水中隊長の「陣中手記」もこのような現地における報道管制下での產物といえよう。

支那駐屯軍が、このような發表內容に統一したのは、「兵一名行方不明」を主たる口實に行動を開始したにもかかわら

ず、その兵士がわずか二〇分後に歸隊したことを公表すれば、自らの判斷の誤りと行動の強引さを天下に曝らすことになり、又、その後の中國側に對する要求と行動の「正當性」を著しく弱めることを恐れてのことではなかったかと思われる。そこで考えられたのが、「不法射擊」を「皇軍に對する最大の侮恥」と位置づけ直し、これを理由に中國側に要求を突きつけてゆくというやり方であった。

日本軍側が「兵一名行方不明」とその「發見」を公表するのは、事件から一年を經過した後の『朝日座談會』においてであろう。戰爭はすでに擴大の一途を辿り、「兵一名行方不明」一件を公表しても事態の展開に大して影響はあるまいとの判斷があったからであろう。

なお、この『朝日座談會』と同時期の一九三八年七月八日、寺平忠輔は、日本工業倶樂部において盧溝橋事件についての講演を行なっているが、ここで寺平は「實彈射擊」問題を取り上げるのみで、「兵一名行方不明」一件についてはなお一言も觸れていない（寺平忠輔『蘆溝橋事件の眞相に就いて』日本工業倶樂部、一九三八年八月）。寺平は『朝日座談會』の出席者の一人であり、その記事はすでに發表濟みであった。それにもかかわらず寺平が、講演の中で「兵一名行方不明」一件について言及していないのはなぜなのか、不可解である。

三

洞富雄「『兵一名行方不明』二件――一九三七年七月の蘆溝橋と上海――」は、王冷齋宛平縣長の回想錄において、「行方不明兵」が「發見」されたことを日本側から連絡されたとしている點について疑問を投げかけている。その根據は、第一に、『大公報（天津）』には、七月九日の第一報から同月二六日號[5]まで、「行方不明兵」の「發見」についての記事が見當らないこと、第二に、當時日中兩軍の閒で取材に當っていたエドガー・スノーに次の證言があるからである。

「日本軍はその時はもちろんだが、後になってからも、その一兵士が事實脫走したのかどうかを立證しようとは少し

もしなかった。新聞記者團との會見の席で事件の詳細の説明を求められた時にも、この兵士個人については論ずることさえ好まぬ様子であった。日本軍は議論からこの男のことを簡單に振り落してしまい、更に大きな目的に向って突き進んで行った。」（『アジアの戰爭』みすず書房、一九五六年、一三頁）

以上の點を踏まえて洞氏は、

「最初、特務機關長は、行方不明兵の捜索を口實に宛平縣城への立入り調査を要求したのであるから、もし兵歸隊の通告が日本側からあったとすれば、中國側當局としては、それみたことかとこれを發表し、新聞も大々的に書きたてたことであろう。ところがそれがなかったのである。」（一二頁）

洞氏の疑問はまことにもっともと思われる。そこで次に、中國側資料が、この「兵一名行方不明」とその「發見」の經過をどう述べているかを見てゆこう。

盧溝橋事件に關する中國紙の第一報は、七月九日附の冀察政務委員會機關紙『亞洲民報』の「衝突經過」と同日附の『大公報（天津）』の「北平通信」という記事である。二つの記事は、細かな點で相違もあるが、ニュース・ソースは同一と判斷される。いずれも、日本側の抗議の根據としては、主に「兵一名行方不明」一件の方をあげているが、「行方不明兵」の「發見」の連絡を受けたとは書いていない。

ところで、この『亞洲民報』等の第一報に先んじて、當然のことながら、現地の第二九軍から南京へ向けて事件の事實經過を傳え、提示を仰ぐ電報がいくつか發せられていた。その内、本論と關係して注目されるのは、次の三通[6]である。

①「冀察綏靖主任宋哲元呈蔣委員長報告日軍企圖佔領盧溝橋城我軍與其對峙中電」（七月八日、齊辰）

②「河北省政府主席馮治安天津市長張治中北平市長秦德純報告盧溝橋變起現仍對峙中電」（七月八日、齊申）

③「冀察綏靖主任宋哲元上外交部報告盧溝橋衝突情形及交涉尚無果電」（七月八日、齊戌）

「兵一名行方不明」の一件は、①（齊辰＝八日午前七時～九時）にはまだ出ておらず、②（齊申＝八日午後三時～五時）に至

って、初めて登場する。

「㈠昨夜十二時、日本軍一中隊が盧溝橋城外で演習していた時、銃聲が聞こえたので兵を集め點檢したところ、一名缺けているのを發見したと言いがかりをつけてきた。㈡日本の松井武官は、砲聲は盧溝橋城から起こったとし、兵を率いて入城、捜査することを要求してきた。」（一二一頁）

③（齊戌＝八日午後七時～九時）になると經過説明は、次のようにより詳細になる。

「昨夜盧溝橋で日本軍と我が軍が衝突したことは事實である。昨夜十二時、日本の松井武官が突然電話してきて、我が方に對して次のように言った。日本軍が昨日盧溝橋郊外で演習中、突然銃聲が聞こえたので、直ちに部隊を集合させて點呼したところ兵一名が缺けているのを發見、發砲者は我が盧溝橋駐屯部隊であると疑われるとともに、その發砲兵はすでに城内に入ったと考えられるので、直ちに入城して捜索したい、と。」（一二二頁）

この電報と『亞洲民報』の記事とは、後者には人名がより詳細に記されていることなど若干の補足があるが、ほとんど同一である。すなわち、中國の盧溝橋事件像の出發點は、この七月八日の電報（③）と推定される。この電報では、日本側が電話してきた理由は、「兵一名行方不明」にあり、そのために城内捜索を要求してきたとされている。しかし、「行方不明兵」の「發見」について日本側から連絡を受けたとはどこにも書いてない。

七月九日の『亞洲民報』と『東京朝日』の事件第一報とを比較對照してみると次のような特徴を指摘できる。すなわち、『亞洲民報』が、七月八日午前零時、松井機關長の電話の内容を詳細に紹介し、その中で松井が「兵一名行方不明」を理由に宛平縣城内の捜索を要求してきたとしているのに對し、『東京朝日』は、松井の要求と「兵一名行方不明」一件について一言も言及しないという際立った相違が見られる。ただし、「兵一名行方不明」一件をドロップさせた『東京朝日』が、その「發見」を報じないのは當然であるが、「發見」を報じていないという點では『亞洲民報』も又共通していたのである。この點は、中國政府の聲明も同様であり、又、『大公報』にも、その後一年間、「行方不明兵」「發見」の

話は登場しない。

四

『亞洲民報』や『大公報』等中國紙のほとんどは、「行方不明兵」の「發見」を報じなかったが、當時すでにその事實を明らかにしていた新聞もあった。『新聞報（上海）』と『華美晩報』の二紙である。『新聞報』は、『申報』と並ぶ上海の有力紙であるが、事件から一週間後の七月一五日、同紙は、「兵一名行方不明」の件は、日本側のデッチあげだったとして次のような解説記事を掲載した。

「今回の日本側の出動理由は、七日夜演習中に兵一名が行方不明となったからだとされているが、これはデッチあげの口實であることは明らかである。その兵士がまだ死んでいないとすれば、きっと遠くに逃げるわけにもいかないだろうし、もしすでに射殺されていたとするならば、その死體は當然演習地點にあるはずである。現在死體がどこにもない以上、一體この行方不明兵について、いかなる理由で我が方が責任をとるべしなどと證明できるのか？」（前掲『革命文獻』第一〇七輯、一〇一～〇二頁）

ところが、翌一六日の社説「異哉日本陸軍當局之談話」では、「行方不明兵」の「歸隊」の事實をとりあげて次のように言う。

「その後、日本側の言う行方不明の人物はすでに歸隊し（彼所謂失蹤之人，已經歸隊）、雙方も又、すでに撤兵を協議決定したというのに……。」（同前、二一～二二頁）

『新聞報』がこのニュースをどこから入手したのかは不明であるが、一部ではあれ、當時すでに「行方不明兵」の「歸隊」ということが、中國側において公表されていたことは注目すべきである。

『華美晩報』は、上海で、アメリカ人ミルズ（H. P. Mills）によって發行されていた華字紙である。同紙七月一七日號

に、佛文『政聞報（北平）』記者が、七月八日午前九時に秦德純北平市長兼第二九軍副軍長にインタビューした記事が掲載されている。このインタビューの中で秦は、七日夜半、支那駐屯軍代表今井大佐（松井大佐の誤りであろう）から電話があり、今井が、演習中の日本軍に向けて「流彈」が飛來、兵一名不足が發見され（發覺缺少日兵一名）、宛平縣城捜索を要求してきたが、これを拒絶したとし、續けて今井とのやりとりを次のように記している。

「しかし今井大佐は、脅迫手段を用いて、言った。もし、日本軍の入城を認めないなら城を包圍しなければならない、と。ちょうどその時、中日雙方の軍隊はすでに行動を開始していたので、日本側は雙方から代表を出して話し合いをしようと要求してきた。しかし閒もなくして、行方不明の日本兵はすでに兵營に戻っていた（所缺之日兵，業已返營）。そこで中國側は、そうだとすれば、日本人は入城して調査する必要はないと考えた。今井大佐は、軍隊はすでに出動しており、元に戻すことは非常に難しいから、元の考え通りに、入城して捜索することが依然必要である、と言った」（同前、一一〇頁）

この記事は、松井太久郎特務機關長と今井武夫武官とを取り違えているなど、內容の信憑性に一沫の疑念が殘るのを拂拭できないが、その他の記述については、中國側のその後の說明と大體において一致する。ここで注目すべきは、「所缺之日兵，業已返營」という一節である。もしこの記事が、秦德純の言葉を正確に傳えたものであるとすれば、秦は、八日午前九時の時點でこのような發言をしておきながら、南京への報告電報から、「發見」濟みの事實をすっかり缺落させてしまったのはなぜか、という疑問が湧いてくる。兵一名歸隊ということを知らされながら、なお、宛平縣城への合同調査を受け入れたことに對する批判を考慮してのことだろうか。

五

「行方不明兵」の「發見」の話が、再び中國紙に登場するのは、盧溝橋事件から一年目の一九三八年七月七日の『大公

報（漢口）』紙上に發表された王冷齋の回想錄「盧溝橋事變回憶錄」においてである。王は、盧溝橋事件當時、河北省第三行政區督察專員兼宛平縣長として、日本側との交渉に當った人物である。王は、七月八日（一九三七年）午前二時頃、北平特務機關に赴き、松井機關長と交渉したとして、その際の松井とのやりとりを次のように書いている。

「半時閒前、松井はすでに行方不明兵士は歸隊しているとの報告を得ているので（先半小時松井已得報告謂失蹤日兵已歸隊）、話し合いの便宜上（爲周到起見）、どのようにして行方不明になったのかその情況を明らかにしなければならないと言った。それに對して私は直ちに反論して、どのようにして行方不明になったのかは、その兵士に尋ねさえすれば直ちにわかることだと言ったが、念のため雙方が人員を派遣するのもよしとした。」

王のこの回想が事實だとすれば、王ら中國側代表は、八日午前二時頃には、松井から「行方不明兵」の「歸隊」を知らされていたことになる。したがって、それにもかかわらず日本側の宛平縣城調査要求を受け入れたのは、單に「便宜上」にすぎない、というわけである。このような王の回想を事實とすれば、八日午前二時の時點で、日本側の宛平縣城搜索要求の根據は、それまでの「行方不明兵」搜索から「行方不明」の原因調査に大きく變わったことになる。このような說明の仕方は、先に紹介した『華美晚報』の社說に通ずるものがある。(7)

さて、王冷齋の回想錄は、秦德純のいくつかの回想錄や證言と並んで、中國においては盧溝橋事件研究上依據すべき史料として重視されてきた。ただし、王は、この『大公報（漢口）』の回想錄を初めとして、その生涯において多くの證言を殘しており、その上、「行方不明兵」の「發見」一件に限っても、その證言內容にはかなりの異同があり、一貫性に缺けるうらみがある。そこで次に、王の殘した八篇の回想錄と證言の中で、「兵一名行方不明」一件がどのように記されているかまずは整理しておこう。八篇とは以下の通りである。

①「盧溝橋事變回憶錄」（『大公報（漢口）』一九三七年七月七日）

②「七七回憶錄」（『抗戰建國第一年』七七書店、一九三八年八月、『中國近代史論叢』第一輯第九册、正中書局、一九五六年）

③「盧溝橋事件紀事詩」注（一九四四年？、中國人民政治協商會議北京市委員會文史資料研究委員會編、王冷齋著『盧溝橋抗戰記事』時事出版社、一九八七年）

④「盧溝橋事件實錄」（『極東國際軍事裁判記錄』第一卷第四二號、一九四六年八月六日）

⑤極東國際軍事裁判における證言（同前、第四二、四三號、一九四六年八月六、七日）

⑥「『七七』十周年――劫後盧溝橋巡禮」（『大公報（天津）』一九四七年七月七日）

⑦「盧溝橋事變始末記――遺稿」（中國人民政治協商會議北京市委員會文史資料編輯委員會編『文史資料選編』第二輯、一九七九年五月）

⑧「盧溝橋事變始末」（中國人民政協文史資料研究委員會『七七事變』編審組編『七七事變』中國文史出版社、一九八六年）

ここで右の回想と證言を、「行方不明兵」の「發見」（歸隊）を日本側から知らされたか否か、知らされたとすればそれはいつか、という點に注目して見てゆこう。①「盧溝橋事變回憶錄」は、先述の通り七月八日午前二時頃、北平特務機關において、松井太久郎機關長から「行方不明兵」の「歸隊」を知らされたとしている。②「七七回憶錄」は、①を轉載收錄したものであるが、①で「先半小時松井已得報告謂失蹤日兵已歸隊」となっている部分は、②では「當就本案與松井已得報告謂失蹤日兵現已歸隊」となっていて、字句の缺落があるが、事實關係としては同一の敍述とみてよい。

③「盧溝橋抗戰紀事詩」注には、「これは、當時私が事件を記錄した作品であり、今日まで七年……」（二六頁）とあるので「紀事詩」が書かれたのは一九三七年七月頃、「注」は一九四四年頃のものと推定される。この「紀事詩」は五〇首を收めるがその第九首は「行方不明兵」の「發見」にかかわるもので、次のようなものである。

燃犀一照已分明　　犀を燃やして一照　すでに分明なり
容忍都因在弭爭　　容忍するは　都て因りて爭を弭むるに在り
得寸翻敎思進尺　　寸を得ば　翻って　尺を進めんと思ひ

更憑強力迫開城　　更に強力に憑りて　開城を迫ら敎めん

この詩に王は、次のような注を附している。

「この時松井は、報告を得て、失踪した日本兵はすでに歸隊したと言った（是時松井已得報告，謂失踪日兵業已歸隊……）。」

「是時」や場所については明示されていないが、松井との話し合いという點から①と同じと考えてよいだろう。このように王は、一九三八年から四四年までの間、七月八日午前二時頃、松井から「行方不明兵」の「歸隊」を知らされていたとの證言を重ねていた。

一九四五年、第二次世界大戰が終わり、翌四六年五月、東京裁判（極東國際軍事裁判）が始まった。盧溝橋事件關係の中國人證人としてまず秦德純が、同年七月二二日～二五日の四日間、續いて王冷齋が八月六日～七日の二日間、證言臺に立った。秦は、その「宣誓口供書」である「『七七』事變紀實」（『極東國際軍事裁判速記錄』第一卷第三一號、一九四六年七月二二日）の中で、七月九日朝、松井機關長から

「失踪中ノ兵隊モ已ニ探シ當テタノデ、平和的解決ヲ爲スコトガ出來ル」（七頁）

との連絡を受けたと記している。しかし、これは、先に紹介した『華美晚報』のインタビュー記事の中で、秦德純が七月八日午前九時、往訪の記者に對して「所缺之日兵，業已返營」と語ったとされているのと相違する。

この點はさておき、ここで問題としておきたいのは、王冷齋の④「盧溝橋事件實錄」には、「行方不明兵」の「發見」についての敍述が一切ない、という點である。これはなぜだろうか。王は、自らの「宣誓口供書」、すなわち「盧溝橋事件實錄」の中で秦德純の「『七七』事變紀實」を、「記載スル處ハ、事實ニシテ、眞實ナルモノデアル」（一六頁）と稱讚している。そのように述べている以上、自らの記述も秦德純のそれと一致させなければならない。その一方で、自己の記憶と違うことを書くわけにもいかず、結局、東京裁判では「行方不明兵」の「發見」についての言及を回避したものと推測

される。ただし、東京裁判では、この點に關しては檢察、辯護團雙方共關心を示さず、問題とされなかった。

ところがそれから一年後、一九四七年七月七日、八日の『大公報（天津）』は、王冷齋の⑥「『七七』十周年感想――劫後盧溝橋巡禮」を發表するのだが、ここで王は、三八年の回想錄の立場に戻り、「行方不明兵」の「歸隊」について再び次のように語る。

「いわゆる兵一名行方不明とは、日本軍が捏造したことで、それによって盧溝橋進攻の口實としたものであり、當時私が日本側と交渉していた時、すでにそのようなことは決してないことが判明し、日本側も又、その行方不明兵はすでに搜しあて歸隊していることを承認していた（已判明並無其事，日方已承認該失蹤之兵業已覓得歸隊）」

のであり、しかも

「この交渉經過は、私は內地ですべてすでに報告しておいた（此項交渉經過，我在內地均已報告）」

と述べ、「歸隊」の件については上級機關への報告も濟んでいたことを明らかにした。東京裁判からすでに一年經過し、自國の新聞への寄稿という氣易さもあって、元の主張へと回歸したと考えられる。

⑦「盧溝橋事變始末記――遺稿」と⑧「盧溝橋事變始末」との閒には、若干相違も見られるが、ほとんど同一である。これらは、王冷齋死後（一九六〇年）に公表されたもので、おそらく王の關係者によって整理・補訂されたものであろう。資料①～⑥は、王の自筆のものであるが、⑦、⑧は必ずしもそうとは言えない。こうした點に留意しつつ、「兵一名行方不明」一件について、「盧溝橋事變始末記」がどう書いているか見ておこう。

「九日午前四時、私は北平から次のような電話を受けとった。日本の松井機關長は、行方不明だった日本兵はすでに發見されたので、現在は平和的に解決できる……」（四五頁）

九日說は、秦德純「『七七』事變紀實」の主張するところであるが、ここでは「九日午前四時」と時刻も特定されている。しかし、言うまでもなくこれは、それまでの王の回想と食い違うものである。

以上見てきたように（資料⑤には關連發言がない）、七月七日～八日の「行方不明兵」の「發見」（歸隊）の件に關しては、王冷齋は數多くの文章や詩（及び詩注）の中で言及している。それらは、次の三種に分けられる。

第一は、七月八日午前二時頃、松井機關長から「行方不明兵」の「發見」を聞いたとするもの（①、②、③、⑥）

第二は、七月九日午前四時、とするもの（⑦、⑧）

第三は、「行方不明兵」の「發見」について何の言及もないもの（④、⑤）

以上の中で、王冷齋が時期的に最も早くから、又何度も繰り返していたのが第一の說である。

六

王冷齋は、「七月八日午前二時頃」、松井機關長から「行方不明兵」の「歸隊」を知らされたと證言しているが、この點、『特務日誌』等日本側文獻と照合してみよう。ここではまず王の「盧溝橋事變回憶錄」の內、次の二點を確認しておきたい。

①王が、松井機關長と北平特務機關で會談したのは七月八日「午夜二時左右」のことであった。

②その時、同席していたのは「外委主席魏宗澣、委員孫潤宇、專委林耕宇、綏署交通副處長周永業、日特機關長松井、顧問櫻井」であった。

第一に、①に關してであるが、『特務日誌』によれば、松井が「行方不明兵」の「發見」の報告を受けたのは「七月八日午前二時二〇分」、小野口聯隊副官からの電話連絡による。とすれば、王が松井からその事實を知らされるのは、早くて「午前二時二〇分」以降でなければならない。

第二に、②に關してであるが、『特務日誌』によれば、魏らの特務機關到着の時刻（七月八日午前）は、二時二五分＝魏宗澣、孫潤宇、三時〇〇分＝周永業、三時一〇分＝櫻井德太郎顧問、ということになる。櫻井も同席していたのだから、

『特務日誌』の記載通りとすれば、王と松井の會見時刻は「二時左右」ではなく「三時一〇分」以降ということにならざるをえない。

第三に、『特務日誌』によれば、王ら調査團が宛平縣城に向けて出發するのは、午前「三時三五分」となっている。

以上、『特務日誌』の記載を前提にすれば、王が松井と會見したのは、七月八日午前三時一〇分から三五分までの閒で、このわずか二五分の閒に、王は松井と「行方不明兵」の「發見」という大ニュースを踏まえ、激しい應酬の末、宛平縣城の合同調査を受け入れたということになる。なお『特務日誌』によれば、一時四五分に「(松井)機關長は支那側及日本側の代表者を現地に派遣し事件擴大防止に努力する樣慫慂せり」とし、すでにこの時點で、日中合同の代表團の現地派遣の方針が出され、それが三時三五分の「日支代表現地に赴く」として實行に移された、という流れで記述されている。この記錄によれば、王が特務機關を訪れたのは、代表の一人として宛平縣城へ行くためであり、王の回想とは異なって、特務機關での松井との話し合いの結果、合同調査團派遣を受諾したわけではない、ということになる。

王冷齋「盧溝橋事變回憶錄」は、自らの「當時のメモ(當時的筆記)」によって書いたという。しかし、『特務日誌』との照合の結果を踏まえて言えば、王のこの回想記を歷史の史料として用いるには、愼重な手續きを經る必要がある、ということになろう。

七

王冷齋の回想記に問題點が少なからずあるとして、そこから直ちに、松井が王らに「行方不明兵」の「發見」を告げたという可能性を完全に否定してしまうとすれば、それも又早急に過ぎることになろう。王が松井と會った時、松井、櫻井等日本側代表は、「行方不明兵」の「歸隊」という重大ニュースを知っていた。王冷齋、秦德純等中國側關係者の回想錄、それに『上海報』『華美晚報』等にも、このことははっきりと記載されている。

その一方で、確かに『特務日誌』も「大隊詳報」も、又、寺平忠輔『蘆溝橋事件』（讀賣新聞社、一九七〇年）等事件關係者の回想錄も、「行方不明兵」の「發見」という事實は明記しているが、これを中國側に知らせたか否かについては全く觸れていない。しかし、寺平のこの回想錄には、注意して讀むと、日本側が中國側に知らせていたことを匂わせるような記述がいくつか見られる。たとえば、七月八日夜一二時、寺平は、北平の張允榮邸で刷り上ったばかりの『亞洲日報』（七月九日號）を林耕宇から見せられ、その中に「寺平は城內に入って兵を捜索する意見を堅持して讓らず」（四三九頁）[8]とあるのを見つけ、林を難詰して

「私も櫻井顧問も、すでに發見されたと知っている兵の捜索など要求した事實はまったくない」（同前）

と言い、林に謝罪させたと言う。そして『亞洲日報』の責任者の林が、このような記事を掲載したいきさつをあれこれ推量して

「強いて善意に解釋すれば、林耕宇は志村一等兵が二十分後に發見されたあの事實を、あるいは聞き洩らしていたのかもしれない」（同前）

と書いている。寺平のこの敍述に從えば、日本側はすでに「行方不明兵」の「發見」を中國側に知らせておいたはずなのに、その事實を聞いていなかったかのようにして、寺平らが宛平縣城に到着した時點でもなおかつ、その「行方不明兵」捜索のため縣城進入を要求したなどと書くとはケシカラン、という論理である。これは、寺平が、自分が傳えたかどうかは別にして、日本側は「行方不明兵」の「發見」を中國側に通告濟と思い込んでいたということに他ならない。一方、寺平の書いている通りであるとすれば、林耕宇の方も寺平から抗議され、謝罪しているところからして、彼の方も「行方不明兵」の「發見」を知らされていたことを示し、少なくとも寺平から見て、林耕宇は知っているはずだと判斷される狀況にあった、ということになろう。

なお、寺平は、この問答に關連して、松井機關長も城內捜索など要求したことはないとして、次のような松井の言葉を

紹介している。

「兵は城外の演習で行方不明になったのだ。それなのに武力をもって城内を捜索させるなど、そんな無茶な事は常識で考えたっていえる道理はない。

これは連絡を取り次いだ林耕宇が、現地の情況をわきまえず、とっさにそんなふうにデッチ上げ、それを秦德純に報告したか、あるいは秦德純自身がそういうふうに作爲したかの何れかに違いない。

私は林耕宇に對し、事件の眞相調査と、衝突防止のため、人を現地に派遣されたいと電話しただけであって、兵の捜索など要求した事實は全然ない。……」（四三八頁）

松井のこの説明と『特務日誌』とを照合してみると、七月八日午前零時三〇分の一回目の電話内容と一時四五分の二回目の電話内容とを一つにしていることがわかる。『特務日誌』では、一回目の時は、松井は林に對し「直に事態拾收方を通告せられたり」と言い、二回目の時は、「支那側及日本側の代表者を現地に派遣し事件擴大防止に努力する樣慫慂せり」と言ったことになっている。つまり、「兵は城外の……秦德純自身……何れかに違いない」の部分は一回目、「私は林耕宇に對し……事實は全然ない」は二回目の電話内容にかかわるものである。それにしても一回目の電話の「事態拾收方を通告せられたり」とは餘りに素氣ない記述である。この點については中國側の記述、たとえば「冀察綏靖主任宋哲元上外交部報告盧溝橋衝突情形及交渉尙無果電」や『亞洲民報』『大公報』の事件の第一報の方がよりリアリティーを感じさせるものがある。なぜならば、午前零時三〇分～一時四五分の時點での松井の最大關心事は、「行方不明兵」がどこにいったのか、どうすればそれを發見できるのかという點にあったはずであるからだ。しかも彼は、「行方不明」には第二九軍が關與しているとの前提で、林に對して電話をしたことは疑いない。『特務日誌』には「事態拾收方」「事件擴大防止」とあるが、その時點での最大關心事であった「兵一名行方不明」に關する追及と兵士「發見」のための要求内容について何も觸れていないのは、かえって疑問を生むものとなっている。

以上の點はさて措くとしても、寺平の書き方は、「行方不明兵」を捜索中（實際は、當該兵は「歸隊」していたが、それを知らずに捜索中）の段階での松井の言動と「行方不明兵」の「發見」後の宛平縣城における寺平の言動に關する『亞洲民報』記事とを區別せず、一緒にして否定し去ったものといわざるをえない。

むすび

資料の存在狀況に制約されて、やや推論に推論を重ねてきた感を免れえないが、ここで一應のまとめを記しておきたい。

第一に、日本側は、「行方不明兵」が二〇分後にすでに「發見」（歸隊）されていたという事實を直ちには公表しなかった。このことが明らかにされたのは、事件から一年後の「蘆溝橋事件一週年回顧座談會」（『東京朝日新聞』一九三八年六月二八日～七月八日）においてと考えられる。

第二に、中國側が、日本側から「行方不明兵」の「發見」について通知を受けていたか否か、受けていたとすればいつのことか、という點については種々の意見がある。中國紙の一部には、當時からこのことを報じていたものが少數だがあった。しかし、この件が中國で一般化するのは、同じく事件から一年後、すなわち王冷齋「盧溝橋事變回憶錄」（『大公報（漢口）』一九三八年七月七日）においてである。

第三に、王冷齋の回想錄は多種あり、その內容において異同が見られる。「盧溝橋事變回憶錄」は、その中では史料的價値として最も貴重である。しかし、それも日本側文獻と照合した場合、いくつかの疑問點が殘る。

第四に寺平忠輔の回想には七月八日午前、中國側に對して「行方不明兵」の「發見」を知らせていたことを匂わせる記述が見られる。

盧溝橋事件という大事件の中で「兵一名行方不明」一件は、小さな問題かもしれない。しかし、この問題は、七月七日

夜のいわゆる「第一發」から翌朝の本格的交戰狀態に突入してゆく過程を解明する上で一つの鍵となるものであることは間違いない。ただ、日本側の「戰鬪詳報」や『特務日誌』に對應するような中國側史料、たとえば第二九軍の「戰鬪詳報」や冀察政務委員會、宛平公署の公式文書等の類が公表されておらず（存在の有無も不明）、決め手となる史料が不足している。關係史料のいっそうの發掘、公表が待たれているというのが盧溝橋事件研究の現狀である。

註

（1）「盧溝橋」で統一、ただし引用文は原文通り。

（2）初出時のタイトル等は、清水節郎手記・秦郁彦編「盧溝橋事件――七月七日夜から八日夜まで――」（『アジア研究』第三卷第四號、一九五七年）。

（3）牟田口は、『朝日座談會』5（七月二日）では「午後十一時五十分電話で演習中の部隊が支那軍から射擊を受けた旨の報告があり」と「射擊」のことのみあげていた。しかし、戰後書いたものの中では、一木からの電話の內容を「……實彈の射擊をうけた。すぐに人員檢査したところ兵隊が足らぬ、いま搜索中であります」（牟田口廉也「日支事變勃發の眞相　謎に包まれた盧溝橋事件」（『丸』臨時增刊、一九五六年一二月、一四三頁）とし、「兵隊が足らぬ」ことに觸れていたとしている。

（4）『朝日座談會』3（六月三〇日）の一木の發言では、「盧溝橋の砂取り場」で、時刻は「八日午前一時過ぎ頃」となっている。

（5）當時、洞氏宅に送られてきた最後の號という。

（6）いずれも、中國國民黨中央委員會黨史委員會編『革命文獻第一〇七輯　盧溝橋事變史料（下册）』（中央文物出版社、一九八六年、一二一～一二二頁）所收。

（7）「『七七』事變紀實」の他、東京裁判での「陳述」（『極東國際軍事裁判速記錄』第一卷第三一號～三五號、一九四六年七月二二日～二五日）、「七七蘆溝橋事變經過」（『傳記文學』第一卷第一期、一九六二年六月）、『海濱談往』（一九六二年、のち『自立晚報』一九六二年一二月一一日―六三年二月二六日に掲載）、『秦德純回憶錄』（傳記文學出版社、一九八一年）等。

（8）寺平忠輔「日本破滅への序曲9　盧溝橋事件・その夜の不擴大交涉」（『日本週報』第五七一號、一九六四年八月一日、七九頁）に「至今晨四時許　到達宛平縣署　寺平仍堅持日軍須入城搜查……」と原文を記している。これは、『亞洲民報』記事の當該部分とほとんど同一である。

AN INQUIRY INTO THE INCIDENT AT LU GOU QIAO 盧溝橋
—Concerning the "Missing Soldier" Problem—

YASUI Sankichi

The degree of explanation given, regarding the sequence of events, in the Lu Gou Qiao 盧溝橋 incident (July, 1937) seems to be inferior to that given in the Liu Tiao Hu 柳條湖 incident (September, 1931). Even to-day, many parts of the instigating incidents, i. e. the so-called "First Shot problem" and the "Missing Soldier" incident remain unclear.

This paper will focus mainly on the "Missing Soldier" incident, but will do this from three different positions. Firstly, from the Japanese side. It will be revealed that it was one year after the occurrence of this incident that an official announcement, regarding the facts, was made. This paper will inquire into why the details were only released one year after the actual events. Secondly, the Chinese side. Regarding the "discovery" of the "missing soldier", it will be shown that, with the exception of one or two newspapers, it was only after one year that this fact was reported. The reasons for this will be followed-up. Thirdly, the differences between these two sides will be clarified by referring to various memoirs of Wang Lengzhai 王冷齋, the governor of Wan Ping county 宛平縣 at the time of the incident, and by referring to "affidavits" etc. presented at the Tokyo War Crimes Trial. Also some documents held by the Japanese will be verified and some problem areas in the historical records will be pointed out.